

《福岡県外国人技能実習生受入組合連絡協議会》 情報通信 第288号

今回のテーマ「入管法改正案（電子渡航認証制度、在留資格手数料）」について

入管法改正案が3月10日に閣議決定されました。

入管法改正案の内容は、出入国在留管理庁 HP に掲載されています。

○JESTA（電子渡航認証制度）の導入

○在留資格手数料の上限引き上げ

詳しくは、出入国在留管理庁 HP をご覧ください。

<https://www.moj.go.jp/isa/index.html>

出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律案【概要】



現状・課題【JESTA（電子渡航認証制度）関係】

- 令和7年に新規入国した観光等を目的とする短期滞在者は約3,846万人（約8割が査証免除対象者）
- 査証免除対象者で観光等を目的とする短期滞在の活動を行おうとする者は、**査証審査を受けずに入国可能**
- 厳格な上陸審査に努めているが、不法残留等した者を**退去させるには多大な労力と費用が必要**
- 新規入国者数の増加に伴い、上陸審査の手續に時間を要し、審査待ち時間が長時間になる傾向

現状・課題【手数料関係】

- 在留外国人数は**過去最高の約413万人**（令和7年末時点）
  - 外国人との秩序ある共生社会の実現に向け、必要な施策を確実に実施しつつ、更なる強化・拡充を図る必要
  - 入管法上、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可、永住許可の**手数料の額の上限額は1万円**
- (※) 政令で在留資格の変更許可・在留期間の更新許可の手数料の額は**6,000円**（窓口）、永住許可の手数料の額は**1万円**

JESTAの創設に関する改正

制度の概要・効果

**査証免除対象者で観光等を目的とする短期滞在の活動を行おうとする者、クルーズ船の乗客、乗継ぎのため一時的に我が国に入国する者（一部）等を対象に、事前の認証により入国前にスクリーニングを行い、不法残留等を企図する外国人の入国を防止する（新規入国の度に認証）。短期滞在の活動を行おうとする者で、認証を受けたものに対する上陸審査の手續の円滑化を図る。**

- 認証を受けたことを上陸条件等とし、認証も査証も受けていない外国人の入国を禁止 ⇒ **出入国管理を厳格化**
- 所要の認証を受けた者が上陸条件に適合しているときは、旅券への上陸許可の証印を省略 ⇒ **上陸審査の手續の円滑化**

運送業者等の義務

※ 実務上は、ウォークスルー型ゲートを活用

- 乗船券・航空券を発行する場合、出入国在留管理庁長官に予約者の氏名等を報告しなければならない。
- 出入国在留管理庁長官から、**入国が相当でない旨の通知を受けたときは、その者を船舶等に乘せて入国させてはならない。**

施行日 令和11年3月31日までの間において政令で定める日

在留資格の変更許可等に係る手数料に関する改正

入管法上の手数料の額の上限額の引上げ

入管法上の手数料の額の**上限額**を以下のとおり引き上げる。

- **在留資格の変更許可 → 10万円**
- **在留期間の更新許可 → 10万円**
- **永住許可 → 30万円**

(※) 具体的な手数料の額は引き続き**政令に委任**し、在留期間に応じて定める。

手数料の額を定めるに当たって勘案する要素の明確化

実費のほか、外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額、諸外国における同種の手数料の額を勘案する。

手数料の減額又は免除

経済的困難その他特別の理由がある者については、手数料を減額し、又は免除することができる。

施行日 令和9年3月31日までの間において政令で定める日

2 在留資格の変更許可等に係る手数料に関する改正

現状

- 令和7年末時点で我が国に在留する外国人の数は、過去最高の約413万人を記録
- 外国人との秩序ある共生社会の実現に向け、外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策を確実に実施しつつ、更なる強化・拡充を図る必要がある

現行法の課題

- **入管法上、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可、永住許可の手数料の額の上限額は1万円（※）。**

(※) 手数料の具体的な額は政令で定めることとされており、在留資格の変更許可・在留期間の更新許可の手数料の額は6,000円（窓口）、永住許可の手数料の額は1万円とされている。

⇒ **我が国に在留する外国人にも相応の負担を求めるため、在留許可手数料の額の上限額を引き上げる必要がある**